語蔵蔵によるものである。本経には敦煌本も存在し、金岡照光氏の『敦煌文献目録』スタイン・ペリオ蒐集（漢文文献篇）によれば、(S No.2075 P No.2087) がある。また朝鮮には『像法滅義経』なる『像法決疑経』の異本が存在する。

② 大正五五巻　六七一頁　中段
③ 大正五五巻　六七二頁　上段
④ 大正五五巻　一三九頁　上段
⑤ 大正二五巻　三〇一頁　中段
⑥ (矢吹慶輝三階教之研究『本邦所伝三階仏法』二七八頁)
⑦ 大正四七巻　一二九頁　中段
⑧ 本純（一七〇二～一七六九）駿河国の人。姓は瀧氏、字は守篤といい、十二歳のとき智満寺の純庸にしたがって出家し、二十二歳で比叡山に登り、三十二歳のとき安楽律院霊空光謙に師事して、安楽律の一派を発展させた。

南都仏教における戒体の研究

大谷由香

目次

はじめに
第一章　戒体説に関する論争について
第二章　『大乗法苑義林章』「表無表色章」にみられる基の戒体理解
第一節　基と『大乗法苑義林章』について
第二節　基の表無表理解
第一項　身口意三業の表無表とその摂属
第二項　処中業における無表の有無
小結
第三章　『法苑義鏡』「表無表章」にみられる善珠の戒体理解
第一節　善珠について
第二節　善珠述『法苑義鏡』「表無表章」について
第一項　内容
第二項　「表無表章」中に引用される文
第三節　基の表無表理解との相違
第一項　意業の表と無表について
第二項　処中業における無表の有無
小結
第四章　善珠の表無表理解の後世への影響
第一節　基撰「表無表色章」研究の系譜

第二節　『成唯識論同学鈔』にみられる意業無表理解
第一項　善珠説の継承
第二項　善珠説の継承に伴う問題について
第三節　覚盛と叡尊の意業無表理解の相違
第一項　十善種十類功能の解釈の相違
第二項　意業無表の有無についての相違
第三項　意業無表は色であるか否かについて
小結
おわりに

序論

南都仏教において採用された戒体説は、基の『大乗法苑義林章』中の「表無表色章」[1]によっている。この『表無表色章』における注釈書として日本における現存最古のものが、善珠（七二三～七九七）述『法苑義鏡』第十一章「表無表章」[2]である。元来善珠の教学は、基系教学の受け売りとされる傾向にあり、石田瑞麿氏[3]や末木文美士氏[4]によって、その説が基系の正統説にのみよっているのではないことも指摘されてはいるものの、それらの論文が唯識の思想内容面に全く触れられていないため、その汚名を払拭できずにいるのが現状である。本論文は、善珠の表無表に関する理解が基の理解と相違するものであり、後世の学僧たちもまた、善珠の説を継承した上で、表無表思想を展開していったことを明らかにすることを目的とする。

本論一

善珠の表無表理解をみていくと、以下のように基の理解とは相違する点をいくつか認めることができる。二者の相違は、特に意業のとらえ方に顕著にあらわれる。

	基	善珠
業	身口意三業について認める。	身口意三業について認める。
表	仮に色処表色に摂入される色であるとするが、意の表業については、その所摂を明らかにしない。	身口意ともに仮に色処表色に摂入される色であるとする。
業	身口二業のみの善・悪業について認める。処中業については保留。	身口意三業の善・悪・処中業について認める。
無表	仮に法処所摂色中の受所引色に摂入される色であるとする。	身口二業の無表は法処摂色中の受所引色であるが、意業の無表は思種において義を無表と名づけているので色ではないとする。

意の表業については、基は表業の所摂をはっきりと明記せずにいたが、善珠は意表業の定義を広げることによって、それが身・語の表業と同じく色処表色に摂せられることを明記した。

意の無表業については、基は以下のように三師の説を挙げており、そのうち「意業には無表無し」とする第三師の説を正義として取り扱っている。[5]

第一師　善の意業のみが無表を発するとする説

第二師　意業においても善・不善・無記すべてが無表を発するとする説

第三師　身口業のみに無表を認め、意業には無表はないとする説

これに対して善珠はまず、基が第三師の説が正義であることを証す中において、第二師の説を破すことができていないことを指摘し、基の正義をしりぞけている。そして「意業無表は思種において義を無表と名づけているので色摂ではない」とした上で、「善・悪・処中において意業は無表を発する」という、第二師の説を採用している。[6]

基は表も無表も百法に摂せられることを前提としたため、百法に摂せられない意業無表を認めない。従ってこの章を「表無表色章」と名付けているのである。しかし善珠は菩薩戒のおける意業の重要性に着目し、身口意三業に無表を認める立場にある。[7]このため意の無表が色ではないことから、この題号に色とつけることを認めず、「表無表章」としたのではないかと推測される。

また処中業の無表の有無について、基は処中の定義を身口業に限り、またその無表の有無については相対する説があるために、これを明らかにしなかった。[8]これに対して善珠は、処中業の定義を拡大して、菩薩における律義に摂せられない一切の善を摂するものであるとした。その上で彼は、基が提示した処中業における無表に関して、相対する二説を『倶舎論』第十四の文を引くことによって折衷し、つまるところ無表有りと唱えている。[9]

これら善珠の表無表理解は、基には全くみられないものであり、善珠の教学が思想内容的にも基系の正統説のみによるのではないことを明らかにすると同時に、それが総じて大乗戒における意業重視の姿勢によったものであると認識できる。

本論二

「表無表色章」研究の系譜は、中川実範（～一一二一～）に始まり、蔵俊（一一〇四～一一八〇）、覚憲（一一三一～一二一二）、貞慶（一一五五～一二一三）、戒如（～一二一三～）と次第する。[10]彼ら先徳の表無表思想を記した書物は現在に伝わっていないが、『唯識論同学鈔』[11]（以下『同学鈔』）によれば、善珠の意業無表有りとする説が、論拠そのままに継承され、鎌倉時代当時の一般的法相理解となされていたことが知られる。

しかし意業無表有りという認識に立った結果、意業無表はどの思に依って立つのか、という疑問が生じる。これに関して『同学鈔』では、動発勝思に依るという説が一般的であるとはしつつも、決定思に依るという説が出されていることもまた紹介している。[12]

さてこの問題に際して、唐招提寺派中興である覚盛は、動発勝思を意業無表の所依であるという説を採り、西大寺派祖師である叡尊は決定思を意業無表の所依であるという説を採用した。二者の理解の相違は、つまるところ『義林章』中、基が意業には無表なしとする第三師の説こそ正義であることを証明した後に述べた「雖レ受二十

善二十善種雖下有二十類功能一名中律儀上。戒但七支説レ有二無表一[13]。」という文を、善珠が「前師（意業にも無表ありとする第二師の説を指す）の伏救に通じる」として二つの解釈をあらわしたことに端を発する。二者の解釈の相違は以下のようである。

	意業無表の性	「雖受十善十善種雖有十類功能名律儀。戒但七支有無表」の解釈
唐招提寺	意業無表の性は善珠と同じく色ではないとするので、『大乗法苑義林章』の「表無表色章」の題号に意業無表は摂せられていないとしている。	第三師が第二師の説を「救う」文であると解釈。十善種とは身口意三業がそれぞれに熏じる三つの種子のことである。この三つの種子がそれぞれ無表を発するが、意業種子の発する無表は念念相続する用がないので基は「戒は但だ七支のみ無表有り」とするのである。
大西寺	意業の三支種子自体が無表を発することはないが、決定思に依る意業がまさに動発するとき、動発勝思によって身口種子が意三支を含めた十支の無表を発するとする。この所発の意業無表は動発勝思によって発せられるので、色性であるとして『大乗法苑義林章』の「表無表色章」の題号に摂するとしている。	第三師が第二師の説を「伏す」文であると解釈。十善種とは十善業が熏じる十の種子のことである。すなわち種子は総じて百ある。このうち意の三十種子は無表を発することがないので、「戒は但だ七支のみ無表有り」とするのである。

すなわちこれら律宗二派の表無表に関する教義の相違は、意業無表有りとする、日本法相の通説となっていた善珠の説の立場に立って基の説を融通させるという覚盛の理解と、逆に意業無表無しとする、宗祖基の説にまで遡った立場に立った上で、善珠の説を融通させるという叡尊の理解の相違に帰結するのである。

これらは二者の受戒儀軌理解の相違に関して重要な影響を与えている問題であろうと考えられる。またその受戒で発得される戒体である表無表に関する思想における日本法相の伝統は、善珠の説によっており、覚盛の破天荒な受戒儀軌理解を叡尊が法相の伝統理解に引き戻したとされる論[13]が、疑問を孕んだものであることを指摘できるであろう。

結　論

以上善珠述『法苑義鏡』「表無表章」を中心として、南都仏教における戒体思想の展開をみてきた。善珠の教学は元来、慈恩大師基の正統説を強く受けた基系教学の受け売りであり、善珠の教学自体に独創性はないとされてきた。しかし彼の表無表理解についてみれば、基の説を斥けて意業無表有りとする説を支持し、色摂ではない意無表を摂するために、その題号を基の「表無表色章」から、「表無表章」と改めるなど、思想内容的に基の教学を祖述するのみではなく、菩薩戒に重点を置く独創的なものであることが明らかとなった。この善珠の表無表理解は、後々の学僧にも日本法相教学の伝統

として受け入れられるに至り、覚盛・叡尊の両者は、それぞれの立場から善珠の理解を基の説と融合させる形で展開していったのである。

注

① 『大正大蔵経』四五所収

② 『大正大蔵経』七一・『日本大蔵経』六六所収

③ 石田瑞麿「『梵網戒経』の注釈について」(『日本仏教思想研究』二一九八六)

④ 末木文美士「日本法相宗の形成」(『仏教学』三二一　一九九二)

⑤ 『大正大蔵経』四五　二九九頁上―下

⑥ 『大正大蔵経』七一　二五七頁中―下

⑦ 善珠は「菩薩不但成身語無表。亦成意無表。(中略)若意無無表。菩薩云何持三支戒。」(『大正大蔵経』七一　二五五頁中)として菩薩における意業無表の重要性を説いている。

⑧ 基は、処中業に無表ありとする説、無表なしとする説の二説を挙げ、「於二説中既無顕文。亦任取捨。」(『大正大蔵経』四五　三〇〇頁上)としている。

⑨ 『大正大蔵経』七一　二六〇頁　下―二六二頁中

⑩ 叡尊「表無表章血脉相承次第」(『関東往還記』紙背『西大寺叡尊伝記集成』所収　大谷出版　昭和三一年)

⑪ 『大正大蔵経』六六所収

⑫ 江戸時代の学匠である基弁の著『大乗法苑義林章獅子吼鈔』によれば、前者が中川実範の説であり、後者は貞慶の説であることが知られる。

⑬ 大乗法苑義林章(『大正大蔵経』四五　二九九頁中)

⑭ 箕輪顕量「叡尊の戒律思想―犯罪意識を中心に―」(『大倉山論集』三六　一九九四)

パーリ文献を中心としたアスラの諸相

西谷　功

目次

序論
第一章　問題の所在
第二章　パーリ文献にみられる五道・六道の問題
第一節　パーリ論書 *Kathāvatthu* の見解
第二節　ニカーヤにみえるヴェーパチッティ衆
第三節　ニカーヤにみえるカーラカンジャ
第四節　ニカーヤにみえる［その他の］アスラ
第五節　ニカーヤからみえる五道の根拠と六道の問題
小結
第三章　パーリ文献を中心としたアスラの性格
第一節　［その他の］アスラ衆の定義
第二節　アスラの性格
第三節　デーヴァとアスラの戦い
第四節　アスラの住み処
第五節　ブッダに歓喜するアスラ
小結
第四章　パーリ文献にみられるアスラ道の位置
第一節　*MN.* 97経 *Dhanañjāni-sutta* の用例
第二節　*Kulāvaka-jātaka* におけるスジャーターの輪廻遍歴
小結